

令和2年10月7日

沼津工業高等専門学校
学生主事 小林美学

新型コロナウイルス感染症予防対策下でのクラブ・同好会活動について

1. 基本方針

本校はクラブ・同好会の活動が学生の健全な心身の育成に寄与することに鑑み、地域の感染状況を見据えつつ、各クラブ・同好会の状況に応じて部分的にクラブ・同好会の活動の再開を認める。クラブ・同好会の活動については、本校の「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する対応基本方針」に基づき、学生はもとより全教職員の生命・健康と生活を守るための最善の対策を講じ、本校での感染者発生と感染の拡大を起こさないよう最大限努める。また十分な感染対策を講じた場合においても感染は誰にでも起こりうることを受け止め、すべての学生および教職員の人權に配慮する。

2. 活動指針

1. 学生個々の事情に配慮し、活動への参加については学生の意思を尊重する。学生に活動への参加を強要しない。活動の参加にあたっては、保護者の同意書を必要とする。
2. 顧問教員は安全対策も含めて活動状況を把握する。活動範囲・程度は学校の方針に基づき、顧問教員が適切に判断する。
3. 所属関係団体を含む各種機関や団体が作成したガイドラインを参考に、必要な感染防止対策を講じる。
4. 必ずしも対面を必要としない活動については、オンラインを活用した活動を積極的に取り入れる。対面を必要とする活動については、より短時間で効果的な活動を目指す。
5. 学校は新型コロナウイルス感染症に関する学内外の最新の状況に基づき、活動が教職員と学生の安全や学修環境の維持に懸念を与えると判断する場合は、活動の縮小や一時停止を指示することがある。
6. 運動部の活動再開にあたっては、十分な準備運動を行った上で身体への負荷が少ない活動から始めるなど、怪我の防止に努める。
7. 各人がクラブ・同好会の活動を通じて感染を広めることのないように十分に留意した上で、感染者が発生した場合は感染者の人權に配慮しつつ、感染拡大防止のために冷静に対処する。

3. 安全対策

各クラブ・同好会は、以下に示す安全対策を行う。

- 活動前に検温を行い、発熱がある場合（体温が 37.5℃以上である場合、または平熱より 1℃以上高い場合）は活動に参加できない。発熱がなくても咳など風邪のような症状がある場合、倦怠感がある場合、息苦しさなどがある場合、嗅覚異常など身体に異常を感じる場合、その他少しでも体調が優れないときも活動に参加できない。
- 熱中症の心配のない活動や運動を伴わない活動においては、活動時にマスクを着用する。マスクを着用しない場合は、近距離での会話を控える（近距離での大声は徹底的に避ける）。
- 石けんを用いた手洗いやアルコール等の消毒用品を使用して、手指消毒を行う。
- 人との間隔をできるだけ 2 m（最低 1 m）空けるように努める。
- 使用する用具等については使用前に消毒を行うとともに、不必要な使い回しをしない。
- マスク、タオル、給水ボトル（飲料）などは自分専用のもを用意し、共用しない。
- 体育館など屋内で実施する活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気を行う。ドアノブなど、学生が頻繁に触れる箇所は担当者を決め、定期的に消毒を行う。
- 部室や倉庫はなるべく短時間の利用とする。部室が活動場所となるクラブ・同好会は、人数に応じて教室の使用なども検討する。

上記の安全対策に加え、クラブ・同好会は関係団体が定めているガイドライン¹を参考に、活動内容にあわせた安全対策を行う。顧問教員は例年提出している安全対策表に、新型コロナウイルス感染症の安全対策を加え、参考にした関係団体のガイドラインを添えて学生委員会に提出する。

提出された安全対策表は、学生委員会でチェックする。また本校ホームページ等で公開する。提出後に関係団体のガイドラインの変更によってクラブ・同好会の安全対策を変更する必要がある場合は、その都度、変更した安全対策表と関係団体のガイドラインを学生委員会に提出する。

¹ 関係団体のガイドラインが存在しない場合は、一般的な感染対策を基に活動内容にあった安全対策項目を作成するが、可能な限り、参考となる他団体のガイドラインを参照することが好ましい。

4. 活動

(1) 平日の活動

平日の活動には、登校対象学生のみが参加できる。登校対象でない学生は参加できない。

学寮の食堂および浴室の感染対策を優先し、活動時間は16:10から16:50までとする。学寮の食堂および浴室においては密をさけるために、使用時間帯が寮生それぞれに細かく定められている。寮生がこれを厳守できるように、寮生と通学生の区別なく16:50には解散する²。

ただし正規の活動時間が短いため、7,8時間目に授業のない学生については14:50～16:10の活動も可とする。この時間帯の活動については、次の点に留意する。

- 学生の本分は学業である。授業を怠けて課外活動を行っている学生がいた場合は、当該学生だけではなく、当該クラブ・同好会の活動停止を命ずることがある。
- 顧問教員が授業中の場合の怪我等の初期対応は、学生係があたる。
- 不慮の事故や怪我に備え、複数の学生で活動する。学生一人では活動しない。
- 14:50～16:10も顧問教員管理下の活動である。活動内容は顧問教員と事前に安全面も含めてよく相談し、同時間帯に開講している授業に支障のない活動に限る。

(2) 土日や休日の活動

平日の活動を基本とするが、土日³や休日の活動を希望するクラブ・同好会は、参加者名簿（必要な場合は登校対象期間外の学生を含めてよい）を添えた「課外活動計画書」を事前に提出する。活動時間は通常時と同じく、原則3時間までとする。

(3) 学内および学外の活動

学内の活動に参加できるのは、本校学生（平日は登校対象の学生のみ）と教職員、委嘱された外部コーチである。保護者や学外者は参加できない。

学外での活動については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から慎重に判断する必要があるため、感染対策等を顧問教員が調査・判断した上で活動の申請を行い、学生主事の承認を受ける。

5. 新型コロナウイルス感染症の疑いのある体調不良学生への対応

学生は少しでも体調に不安がある場合は、活動に参加しない。活動中に新型コロナウイル

² 分割登校期間においては、7,8時間目に授業のない学生の下校時間は17:00である。

³ 本校では「クラブ活動の在り方に関する方針及び安全対策等の手引き」により、日曜日のクラブ活動は、原則として対外試合のみとし、土日のうちいずれか1日を休日としている。活動場所の都合や他のクラブ・同好会との密な状態を避けるために、土曜日の代わりに日曜日を練習日とすることは構わない。

ス感染症が疑われる体調不良学生が発生した場合には、次の対応を行う。

(1) 平日の 17 時までに学内で体調不良学生が発生した場合

通学生の場合は、保健室 055-926-5729 (つながらない場合は学生係 055-926-5734) と顧問教員に電話で連絡し、保健室の指示を仰ぐ。保護者には顧問教員から連絡し、原則、保護者の迎いで下校する。

寮生の場合は顧問教員に電話で連絡した上で、寮の自室で待機する。顧問教員は保護者と寮監に連絡し、保護者には迎えを依頼する。

(2) 休日または平日の 17 時以降に学内で体調不良学生が発生した場合

通学生の場合は顧問教員に連絡し、学生は学生共用室 1 (尚友会館 2 階) で待機する。顧問教員から保護者に連絡し、原則、保護者の迎いで下校させる¹。顧問教員は学生主事と学生係にメールで報告する。

寮生の場合は顧問教員に電話で連絡した上で、寮の自室で待機する。顧問教員は保護者と寮監 (17 時以降の場合は宿直教員) に連絡し、保護者には迎えを依頼する。

(3) 学外活動中に体調不良学生が発生した場合

保護者の迎いで帰宅させることを原則とし、会場責任者 (感染対策責任者) の指示に従う。体調不良学生が寮生の場合は、寮監 (17 時以降の場合は宿直教員) に電話で連絡する。学生主事と学生係にはメールで報告する。

6. 活動の制限

(1) 活動の一時停止

クラブ・同好会は教職員または学生に新型コロナウイルス感染者が発生した場合、または静岡県新型コロナウイルス警戒レベルが 5 になった場合は、活動を一時停止して学校の判断に従う。

(2) 体調不良学生の活動禁止

安全対策に示したように、活動前に検温を行い、発熱がある場合 (体温が 37.5°C 以上である場合、または平熱より 1°C 以上高い場合) は活動に参加できない。発熱がなくても咳など風邪の様な症状がある場合、倦怠感がある場合、息苦しさなどがある場合、嗅覚異常など身体に異常を感じる場合、その他少しでも体調が優れないときも活動に参加できない。

(3) 発熱した学生の活動禁止期間

37.5℃以上の発熱があった学生は、医療機関を受診して医師から登校可能を示す証明書⁴（診断書など）を得るまで、もしくは発熱後14日を経過し、かつ平熱となるまでは活動に参加できない。

7. 記録の保管

学生は顧問教員に、活動に参加した学生の氏名と活動前の体温を活動日ごとに報告する。顧問教員はそれらの記録を、14日間保管する。

8. その他

- 活動の再開日は、10月9日(金)以降とする。可能なクラブ・同好会から部分的に活動を再開する。
- 活動時のゴミは持ち帰る。学生はゴミを持ち帰るためのビニール袋などを持参して活動に参加する。
- 各クラブ・同好会に、非接触型の体温計を貸与する。また学校が、クラブ・同好会で使用する手指消毒用の消毒液を用意する。
- 脱衣所の三密状態を避けるために、シャワー室は当面使用しない。
- 体育館内の製氷機は、アイシングに用いる氷を提供するために設置されている。製氷機の氷を本来の用途以外に使用しない（氷を口に入れてはいけない）。
- 怪我をした学生には、マスクを着用した上で必要最低限の人数で対応する（多くの学生が一斉にマスクなしで近づくことのないようにする）。
- 長期休暇中の合宿は、当面の間実施しない。

以上

⁴ 登校可能であることを示す証明書として、登校時に教務係に提出すればよい。課外活動参加用に別途取得したり提出したりする必要はない。